

○国立大学法人埼玉大学公益通報者保護規則

〔平成25年3月28日〕
規則第75号

改正 令和3.3.18 2規則48

(趣旨)

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理等（以下「公益通報処理等」という。）に関し必要な事項を定める。

(通報等を行うことができる者)

第2条 この規則において通報等を行うことができる者は、本学の教職員及び派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者（以下「教職員等」という。）とする。

(定義)

第3条 この規則における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「公益通報」とは、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的ではなく、本学又は本学の業務に従事する場合における役員若しくは教職員等について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、本学、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下この条において同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下この条において同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け、又は受けるおそれがある者を含み、本学の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。）に通報することをいう。

(2) 「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。

(3) 「被通報者」とは、公益通報により通報された者をいう。

(4) 「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

ア 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として法別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。イにおいて同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実

イ 法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することがアに掲げる事実

となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

（統括責任者）

第4条 本学に公益通報処理等に関する統括責任者を置き、理事（総務・財務担当）をもって充てる。

（通報窓口）

第5条 公益通報及び公益通報に関する相談（以下「相談」という。）に対応するため、総務部総務課、監査室及び本学が委任した学外の法律事務所に通報窓口を置く。

2 前項の通報窓口を担当者（以下「窓口担当者」という。）を置き、総務部総務課長、監査室長及び前項の法律事務所の弁護士をもって充てる。

（公益通報及び相談の方法）

第6条 公益通報は、通報窓口への電話、電子メール、FAX、書面又は面会により受け付けるものとする。

2 前項の公益通報は、氏名、連絡先及び通報対象事実を明らかにして行われた場合に受け付けるものとする。ただし、氏名及び連絡先を明らかにしないで行われた公益通報であって、当該公益通報の内容に相当の理由又は根拠があると認められる場合は、この限りでない。

3 公益通報者は、公益通報を行った後の手続における氏名及び連絡先の秘匿を希望することができる。

4 窓口担当者は、電子メール、FAX、書面その他の到達を確認できない方法によって公益通報がなされた場合には、公益通報者に対し、公益通報を受け付けた旨を速やかに通知するものとする。

5 窓口担当者は、公益通報を受けた場合は、速やかに統括責任者にその内容を報告するものとする。

6 本学の役員及び窓口担当者以外の教職員等が公益通報を受けたときは、速やかに窓口担当者に連絡し、又は当該公益通報者に対し窓口担当者に公益通報をするように助言しなければならない。

7 第1項から第4項まで、及び前項の規定は、相談を受け付ける場合に準用する。この場合において、これらの規定中「公益通報」とあるのは「相談」と、第3項、第4項及び前項中「公益通報者」とあるのは「相談者」とそれぞれ読み替えるものとする。

（公益通報に対する措置の検討）

第7条 統括責任者は、窓口担当者から公益通報を受けた旨の報告を受けたときは、関係部局の教職員等の協力を得て、当該公益通報に係る調査（以下「調査」という。）の実施の必要性について検討を行うものとする。

2 統括責任者は、前項の検討結果を学長に報告するとともに、公益通報を受けた日から20日以内に、調査の実施の有無を公益通報者に通知しなければならない。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

（調査委員会）

第8条 学長は、前条第2項の報告を受けて調査を行う場合には、関係部局の教職員等を含む調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 統括責任者

(2) 通報対象事実にもっとも関連の深い業務を担当する理事又は副学長

(3) 学長が指名する部局長

(4) その他学長が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、統括責任者をもって充てる。

4 委員会は、公益通報に関する調査及び是正措置の必要性を審議するものとする。

5 委員会は、調査の実施に当たっては、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が特定されないよう調査方法に十分配慮しなければならない。

6 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

7 委員長は、調査及び審議が終了した場合は、速やかに学長に報告するものとする。

8 委員会は、前項の報告が終了した時点で解散するものとする。

（協力義務）

第9条 関係部局の教職員等は、委員会から公益通報された事項に関する事実関係の調査に際して協力を求められたときは、協力しなければならない。

2 関係部局の教職員等は、調査を妨害する行為をしてはならない。

（調査結果の通知）

第10条 統括責任者は、調査の進捗状況を学長及び公益通報者へ適宜報告するほか、調査が終了したときは当該調査結果を学長に報告するとともに、速やかに公益通報者に通知しなければならない。

（是正措置）

第11条 学長は、統括責任者の調査結果報告により、不正行為が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」とい

う。)を講ずるものとする。

2 統括責任者は、学長が是正措置等を講じたときは、その結果を速やかに公益通報者に通知しなければならない。

(公益通報処理等従事者の範囲)

第12条 公益通報処理等に従事する者は、自らが関係する事案の処理に関与することができない。

2 学長が前項に該当する場合には、統括責任者がその任務を代行する。

3 統括責任者又は窓口担当者が第1項に該当する場合には、総務部長がその任務を代行する。

(公益通報者等の保護)

第13条 公益通報者、相談者及び調査への協力を行った者(以下「調査協力者」という。)は、そのことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

2 学長は、公益通報者、相談者及び調査協力者に対し、そのことを理由として、その者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

(被通報者等への配慮)

第14条 統括責任者は、調査結果及び是正措置等の結果について公益通報者に通知するときは、被通報者及び調査協力者の信用、名誉及びプライバシーを侵害することのないよう配慮しなければならない。

(公益通報者への通知等の省略)

第15条 第6条第4項、第7条第2項、第10条及び第11条第2項の規定にかかわらず、公益通報者(相談者を含む。以下この項において同じ。)が望まない場合又は第6項第2項ただし書の規定に基づき受け付けた公益通報であって、公益通報者への通知若しくは報告が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、通知及び報告は行わない。

(監事への報告)

第16条 統括責任者は、第7条第2項、第10条及び第11条第2項の通知又は報告を行ったときは、監事に対し、その内容を報告するものとする。

(秘密保持)

第17条 公益通報処理等に従事する者は、その業務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。本学の教職員等でなくなった後も同様とする。

(不正目的の通報)

第18条 教職員等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とする公益通報を行ってはならない。

(準用)

第 19 条 教職員等以外からの公益通報及び相談については、この規則に準じて取り扱うものとする。

2 この規則に基づく公益通報以外の通報であっても、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合は、この規則に準じて取り扱うものとする。

(他の規則との関係)

第 20 条 この規則の定めにかかわらず、通報事実に関し、適用を受けるべき本学の規則等が定められている場合には、当該規則等の定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

(事務)

第 21 条 公益通報処理等に関する事務は、関係部局の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、公益通報処理等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成25. 3.28 24規則75)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3. 3.18 2規則48)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。